



部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

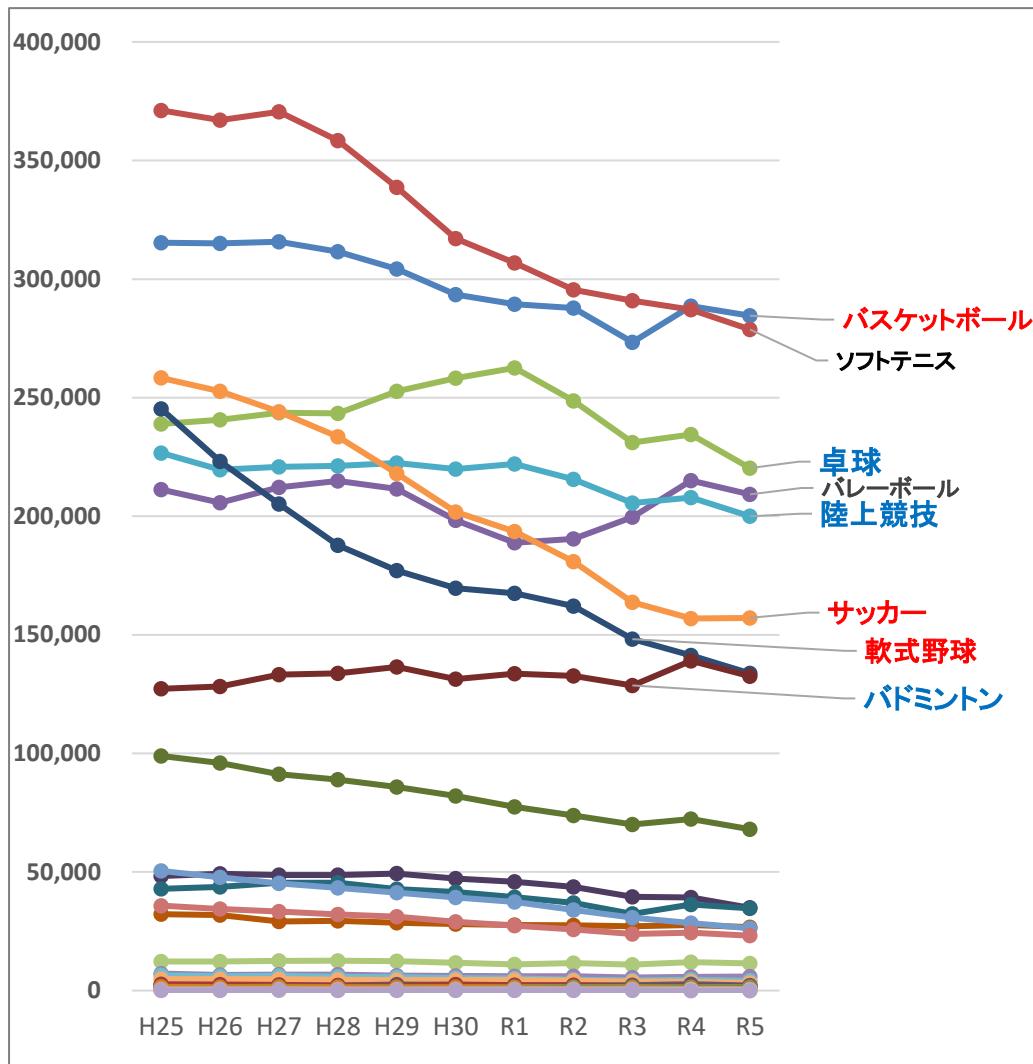
スポーツ庁地域スポーツ課
課長補佐 竹河 信裕

1. 部活動を取り巻く状況、改革推進期間の取組等

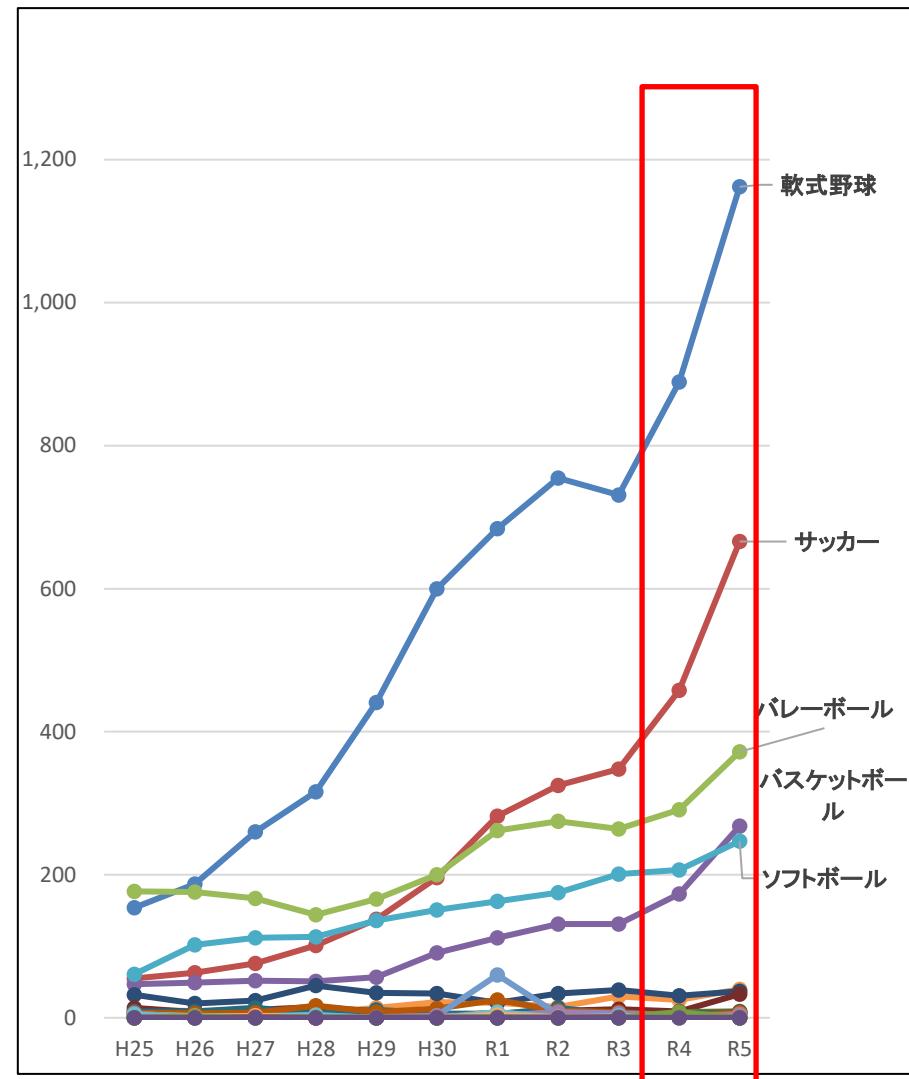
中学校の運動部活動の状況

- ✓少子化の進展により、学校単位での活動が困難に。
- ✓中学校における合同部活動実施チーム数が、急激に増加。

● 運動部活動に加入している中学生数の推移



● 中学校における合同部活動実施チーム数の推移



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

出生数の推移

1949年：269万6,638人（第1次ベビーブーム、最多）

1973年：209万1,983人（第2次ベビーブーム）

2016年：97万7,242人（初めて100万人を切る）

2022年：77万0,759人

2023年：72万7,288人

2024年：68万6061人（過去最少）



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

改革推進期間における地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の実施

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、
多様な体験機会を確保。
 - ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに
継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推
進し、学校教育の質も向上。
 - ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義
の継承・発展、新しい価値の創出。
-
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する
地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビー
イングの実現、まちづくりの推進。
 - ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」と
いう意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最
適化を図り、体験格差を解消。

改革推進期間

地域クラブ活動の充実

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度以降

予算

10億円

24億円

41億円

実証

339市区町村

510市区町村

670市区町村

重点

7県

9都道府県程度

- ・事例創出・課題の洗い出し、課題解決策の検討・試行、
地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析
- ・成果の普及、進捗状況の検証、地域クラブ活動の整備促進、
全国的な取組の推進

- ・ガイドラインの見直し
- ・次期改革期間に向けた支援方策
の検討

令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先 【R7年7月時点※】

岐阜県（30市町）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

秋田県（7市町）

秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、羽後町

青森県（6市町村）

八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、佐井村、三戸町

北海道（42市町村）

旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町

滋賀県（13市町）

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（17市町）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

兵庫県（27市町）

姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

山口県（10市）

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市

大阪府（13市）

岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

広島県（8市町）

三原市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町、北広島町、世羅町

島根県（4市町）

江津市、雲南市、美郷町、邑南町

鳥取県（1町）

南部町

石川県（13市町）

金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

<政令指定都市> 17市

17市

長崎県（9市町）

長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

大分県（6市）

竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市

熊本県（21市町村）

八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島県（10市町）

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、与論町

沖縄県（8市町村）

宜野湾市、石垣市、糸満市、南城市、宜野座村、北谷町、中城村、八重瀬町

宮崎県（3市）

宮崎市、小林市、えびの市

総実施自治体数：670市区町村

※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。



岡山県（12市町）

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

和歌山県（7市町）

和歌山市、海南市、有田市、紀美野町、かつらぎ町、湯浅町、広川町

香川県（9市町）

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町、伊方町、鬼北町

高知県（3市）

南国市、土佐清水市、四万十市

徳島県（6市町）

徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、石井町、神山町

群馬県（12市町村）

前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、榛東村、吉岡町、長野原町、東吾妻町、川場村、玉村町

東京都（7市區）

品川区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、昭島市、日野市

山梨県（12市町）

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韋崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、身延町、昭和町

長野県（48市町村）

長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、阿智村、泰阜村、木曾町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

三重県（12市町）

四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県（24市町村）

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村

愛知県（20市町）

岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、北名古屋市、みよし市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町

静岡県（10市町）

沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市、菊川市、川根本町

神奈川県（6市町）

藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町

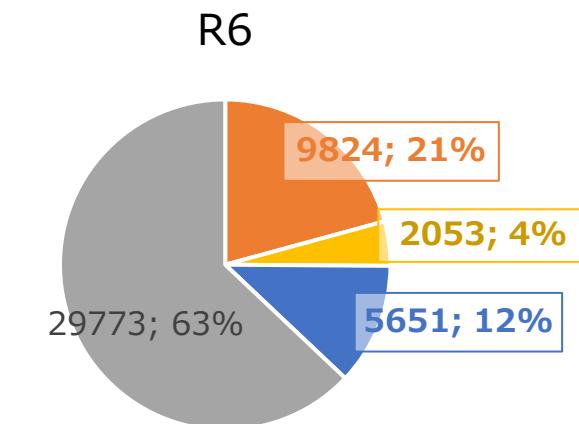
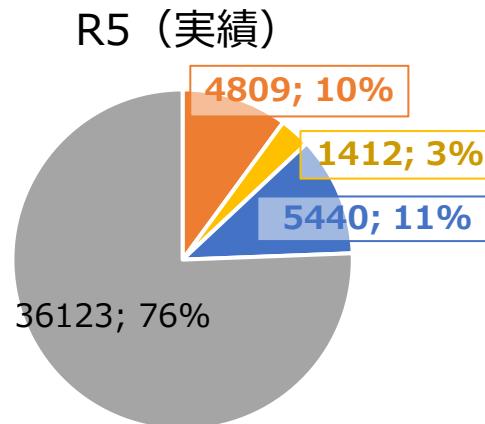
2. 休日の部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**23,308部活動（54%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

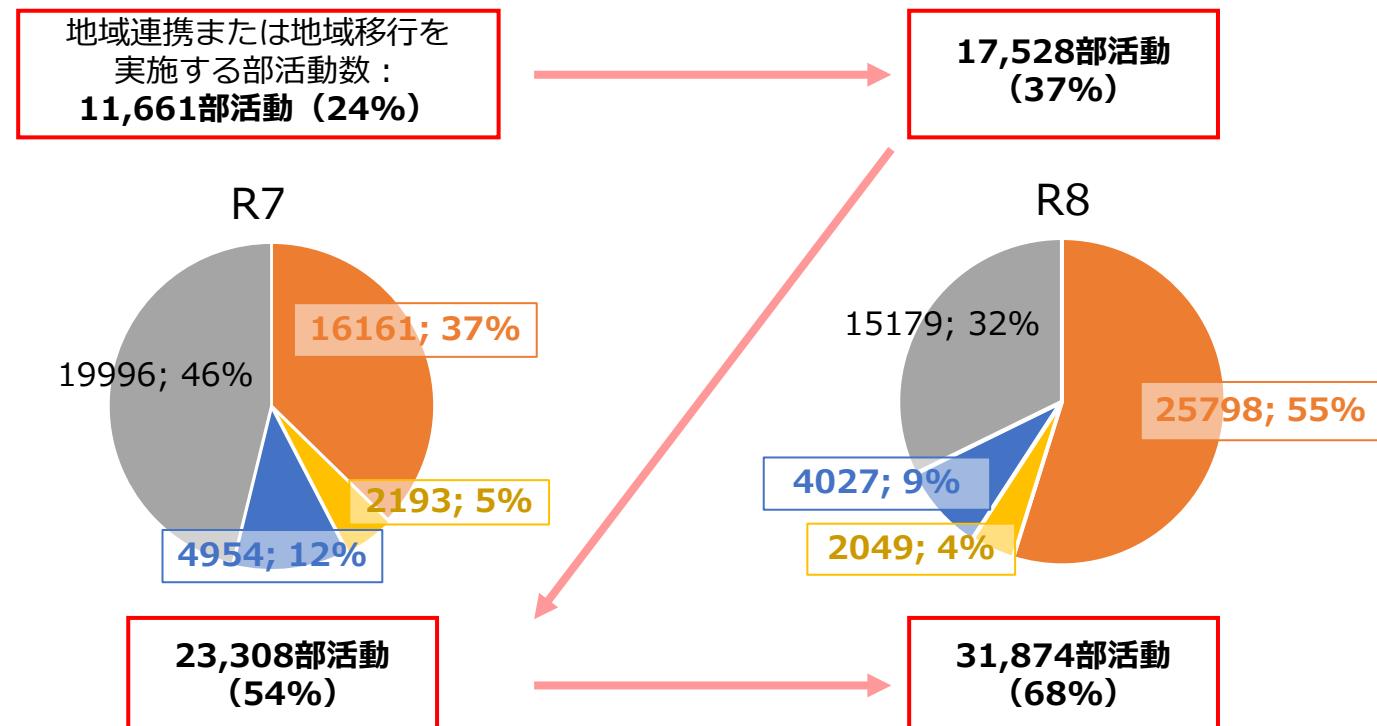
※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

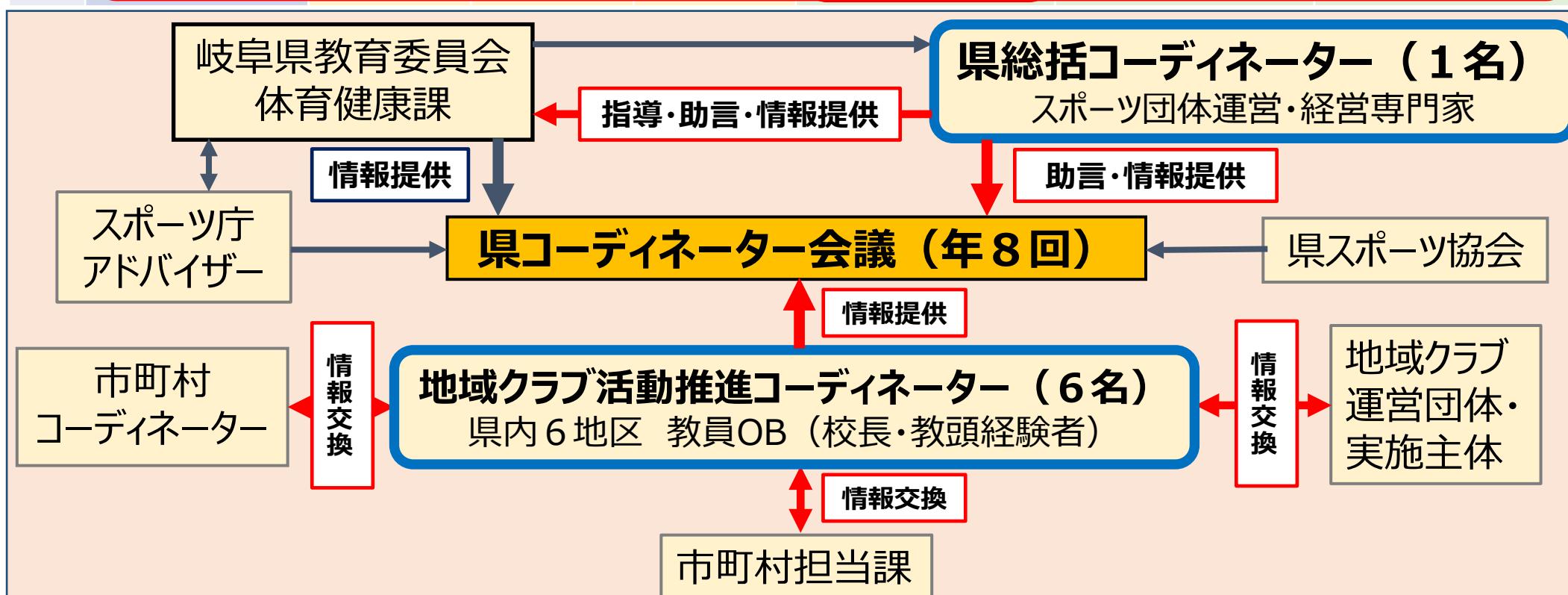


- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない



岐阜県「地域クラブ活動推進・総括コーディネーター」配置

年度	2	3	4	5	6	7	
国	フェーズ	改革準備期間			改革推進期間		
岐阜県	休日 地域展開				43.2%	69.3%	100% (目標)
	地域クラブ活動 コーディネーター 配置	—	—	—	6名 県内6地区配置	7名 県総括 コーディネーター	7名



岐阜県地域クラブ活動推進会議（年4回）※市町村担当者会議



部活動応援企業登録制度

部活動や地域クラブ活動において、**指導者の確保や保護者等の費用負担の軽減等**により、**中学生または高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保するため**、部活動等を実施する学校等に対し、**指導者の派遣や運営支援を行う本県の企業その他の団体を、部活動等を応援する企業等として登録する制度**

■支援の例■（自社が提供したい団体への支援も県がマッチング）

【部活動等への指導者派遣】

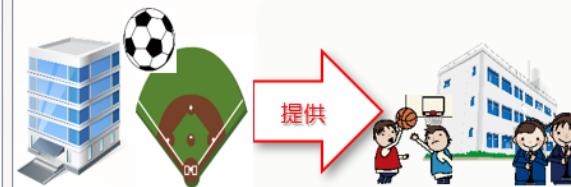
企業所属の元選手
企業所属の現役選手
企業所属の指導者 等

休日の部活動等指導
勤務時間外の部活動等指導
勤務時間中の部活動等指導
オンラインによる指導



【施設（活動場所）や用具の提供】

施設の貸与（使用料の減免を含む）
用具等の提供



【部活動等への財政的支援】

寄付
スポーツ飲料
感染予防対策消耗品



■登録企業のメリット■

【社会貢献活動の充実】

- 新しい社会貢献の構築
(企業の新しいイメージUPに繋がる)
- 新たな雇用人材の発掘



【従業員満足度の向上】

- 従業員満足度
- リカレント教育推進
- 副業収入



【県広報で登録企業と活動の紹介、ロゴマークの使用】



※広報媒体等を活用し、企業のイメージUPに繋がるように登録企業を紹介

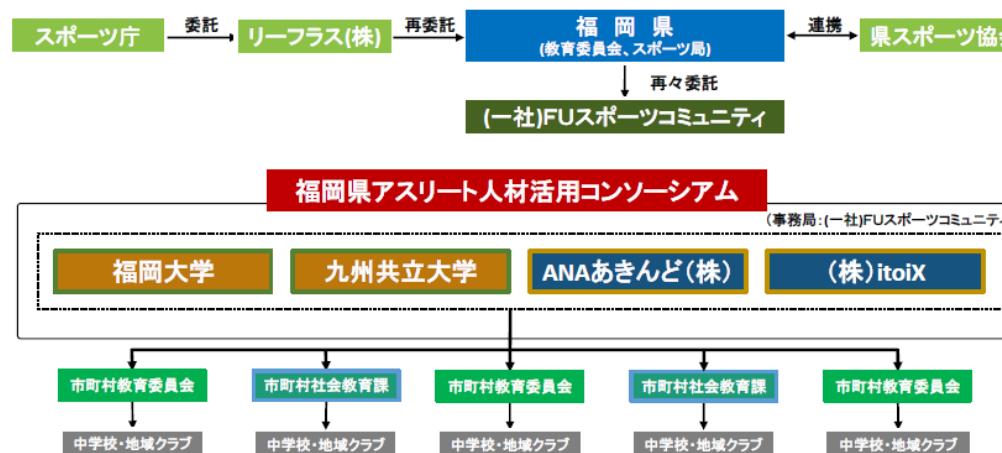
大学・企業との連携（福岡県アスリート人材活用コンソーシアム）

●福岡県アスリート人材活用コンソーシアム

●取組内容等

- ✓ 令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業において、重点地域に指定された福岡県では、県内大学・包括提携協定企業等による「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」を設立
- 指導者養成カリキュラムの作成／指導者養成講習会の開催
- 休日に地域クラブ等へ指導者を派遣／収集型による休日の指導を実施
- 指導者や参加者等が利用する共通のシステム（アプリを想定）の構築

●実施体制



2. 今後の方向性

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 改革の理念等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度

「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度

「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

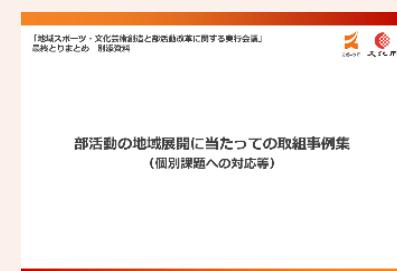
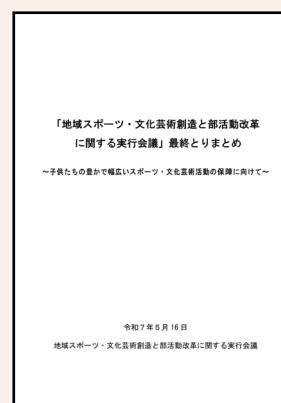
- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランス**等を検討
- 公的負担**については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする**8項目の個別課題**について、具体的な対応策を提示

【最終とりまとめに関するHP掲載資料】

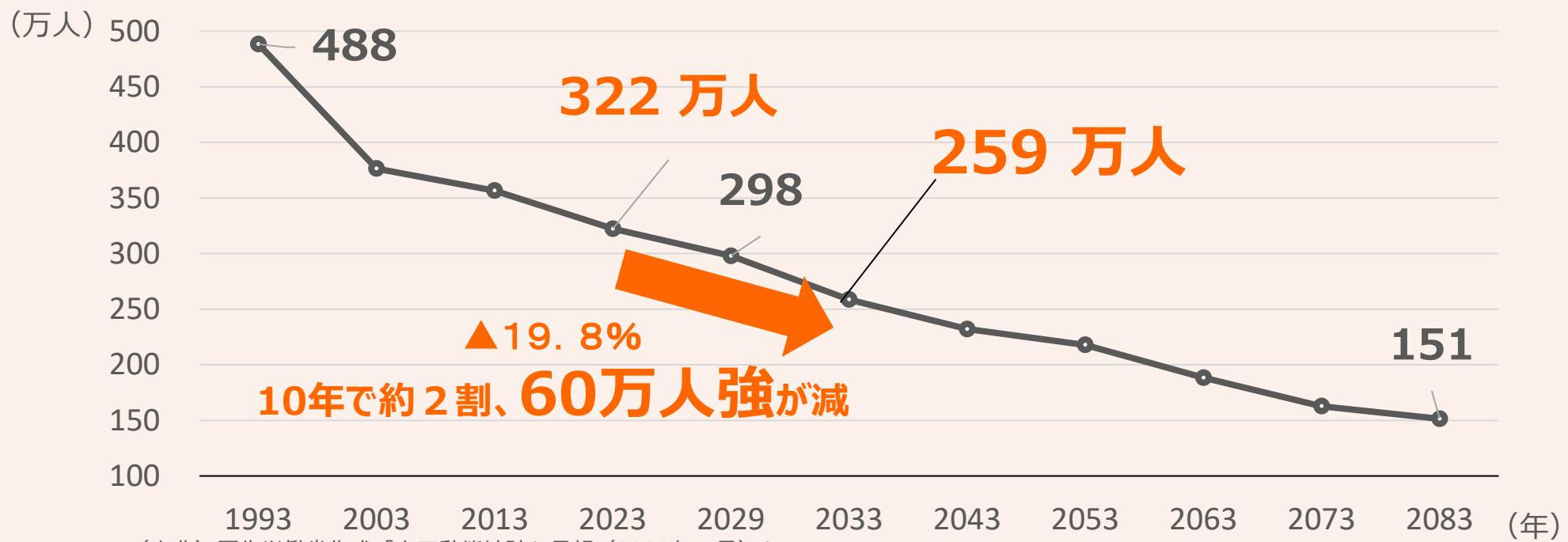
- ① 最終とりまとめ（概要）
- ② 最終とりまとめ（本文）
- ③ 別添資料（部活動の地域展開に当たっての取組事例集
(個別課題への対応等))



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

部活動改革の理念

中学生世代の今後の人口動向の推計



(出典) 厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2023年4月)

国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(令和5年推計) 詳細結果表 1. 出生中位(死亡中位) 推計」を基に算出。

- 急激な少子化が進む中でも、
将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に
親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、
地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

「地域展開」への名称変更

学校部活動から地域クラブ活動への転換を表す名称

現行

地域移行

見直し

地域展開

変更の趣旨

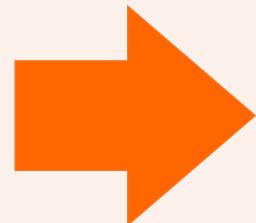
- ① 従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく

- ② 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、**
より豊かで幅広い活動を目指していく

改革の方向性

次期改革期間

令和5年度～令和7年度
改革推進期間



中間評価

令和8年度～令和10年度
改革実行期間
(前期)

令和11年度～令和13年度
改革実行期間
(後期)

休日

次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開を実現

※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい

※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としてもきめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。

平日

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進

国：活動の在り方や課題への対応策の検証を行う

地方公共団体：地域の実情等に応じた取組を進める

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(1つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）
及び地域クラブの指導者による**一貫的な指導** 等

生徒のニーズに応じた多種多様な体験

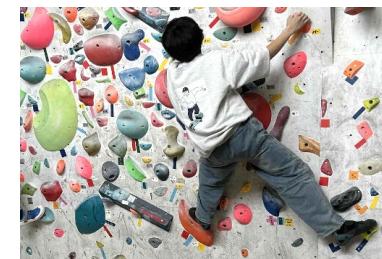
- ✓新潟県佐渡市では、「スポーツや文化活動を楽しみ、生きる力を育み、自己実現を図ること」を地域クラブ活動の目標とし、部活動と同種目で技術力向上を目指す「スキップ型」に加えて、**毎回、生徒が複数の種目や文化活動から自由に選択して参加できる「エンジョイ型」**の2タイプの活動を展開。

●取組内容等

- エンジョイ型では、**楽しみながら魅力を感じること**ができ、**経験の有無に関わらず誰でも参加可能**な多様なスポーツ・文化活動の機会を提供。

<活動の例>

マリンスポーツ、ボルダリング、ダンス、トレッキング、ボッチャ、鬼太鼓、民謡・三味線、華道、茶道、競技かるた、佐渡探究、写真、能楽、人形芝居、囲碁・将棋、英会話、プログラミング、クッキング 等



生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり

- ✓ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめの各論では、取組の方向性として、**生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり**が記載

II 各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制

整備及び適切な運営の確保

（中略）

（2）取組の方向性

（中略）

○生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり

- ・児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなどを踏まえた地域クラブ活動の実施 等

生徒のニーズや意見等が反映される仕組み

群馬県

観点：生徒の志向や希望する内容、体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の提供

✓ 部活動改革の主役である中学生・高校生を対象とした「ワークショップ」を開催

- 群馬県では、部活動改革の主役である中学生・高校生が、自分たちにとってより良い地域スポーツ・文化芸術活動の在り方や環境などについて本音で語り、県や市町村へ思いを届ける「ワークショップ」を開催。
- 自ら参加を希望した20人の中学生・高校生が、4人1組となり「①今の部活動の好きなところ、嫌いなところ、気になっていること」、「②これからの活動、放課後の理想的な活動」について、意見を語り合った。
- 「ワークショップ」での中学生・高校生の思いや意見等を市町村や関係団体等と共有し、今後の県及び市町村の部活動改革の推進に生かしていく。



出典：群馬県教育委員会作成資料

幅広い世代との豊かな交流、学校段階にとらわれない継続的な活動

- ✓ 和歌山県かつらぎ町では、当初、中学生を対象に設置した地域クラブ活動（陸上、バレーボール）に、
小学生等からの参加希望があり、学校段階にとらわれない多世代の活動を展開。

●取組内容等

- 妙寺クラブ（陸上）には、4名の中学生に加えて、14名の小学生、3名の成人が参加。



➤ 小学生の加入のきっかけ

- ・散歩中にたまたま通りかかって見ていると興味がわいた！
- ・顔見知りの中学生に誘われた！

➤ 成人の加入のきっかけ

- ・送迎の子供を待っている時間がもったいない！
- ・美容と健康のため！

- ブルッフラ（バレーボール）には、15名の中学生に加えて、14名の小学生が参加。



学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）

✓ 東京都板橋区では、小学生へのアンケート調査結果等を踏まえて、令和5年度から女子サッカーの地域クラブ活動を開始。中学校を卒業した高校生も地域クラブ活動に継続して参加。

●取組内容等

- ・ 女子サッカーの地域クラブ活動は、週1回、週末に活動。会費は、月額2,000円。
- ・ 活動に参加した卒業生の多くが「サッカーを続けたい」と希望し、一部の生徒は、卒業後も地域クラブ活動に継続して参加。
- ・ 2025年3月末時点で15名（うち高校生3名）が在籍。



生徒の希望にあった地域クラブ活動への参加を促進する取組

- ✓ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）【たたき台】では、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が、**部活動改革の方向性や地域クラブ活動の状況等、学校と連携してきめ細かな情報提供等を行うことの重要性**に言及。

●取組事例

- ✓ 新潟県上越市では、小学生、中学生等を対象にとして、**地域クラブフェアを開催**し、地域クラブ活動の**活動紹介ブースや体験コーナーを設置**。



出典：令和5年度実証事業成果報告書等に基づきスポーツ庁作成

- ✓ 岐阜県郡上市では、市内8校の**中学校の入学説明会**において、**部活動改革や地域クラブ活動について説明**。

郡上市中学校入学説明会資料

12月 12日(木) 高鶴中学校、13日(金) 白鳥中学校、18日(水) 明宝中学校
19日(木) 大和中学校・八幡中学校、20日(金) 郡南中学校・八幡西中学校

『郡上市の地域クラブ活動』

- なぜ地域クラブ活動なのか
- どんなふうに行われるのか
- 郡上市の地域クラブ活動の魅力
- 合言葉は、「郡上はひとつ」
- スポーツだけじゃなく、吹奏楽も
- 郡上市地域クラブ活動一覧表

令和6年度郡上市中学校入学説明会



出典：令和5年度実証事業成果報告書、郡上市提供資料等に基づきスポーツ庁作成

地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、**専門部署の設置や総括コーディネーターの配置**等、適切な推進体制を整備することが重要。
- **都道府県**が広域自治体として**リーダーシップを発揮**し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、**複数の市区町村による広域連携の取組**を進めることも重要。

都道府県の推進体制

◆岐阜県の取組

部活動の地域移行に係る行政組織の体制強化

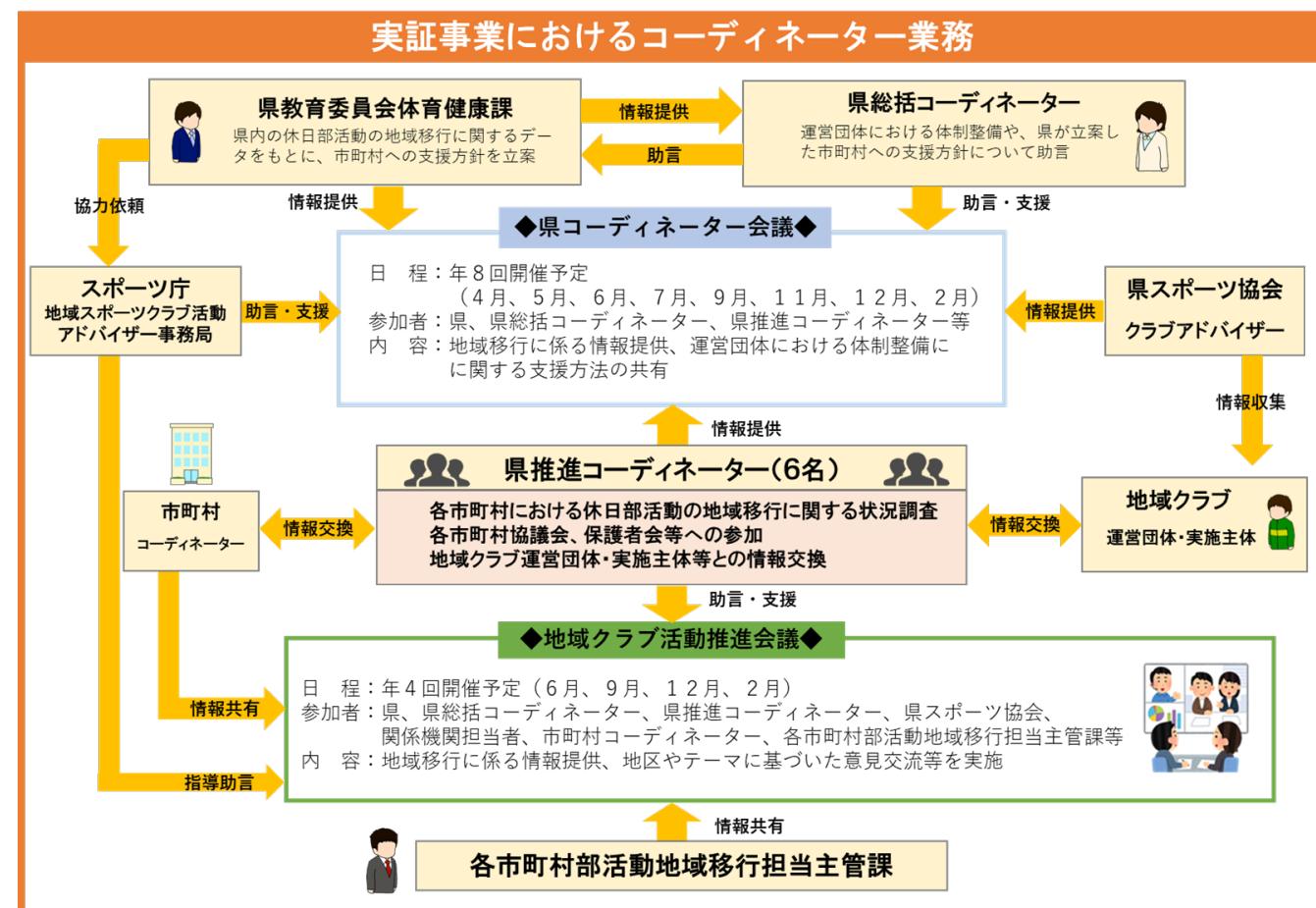
- 令和4年度に教育委員会体育健康課内に部活動改革係を設置。令和6年度は4名体制で改革を推進。
- 県に総括コーディネーター、各地区に地域クラブ活動推進コーディネーターを配置。各市町村の規模や制度に合わせて助言、情報共有。

【係長 1名】

- 1 部活動改革係の総括に関すること
- 2 地域移行に係る市町村との連絡調整に関すること
- 3 地区推進コーディネーターとの連携に関すること
- 4 地域移行に係る地域指導者育成研修に関すること
- 5 新たな地域クラブ活動の相談窓口に関すること
- 6 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに関すること
- 7 予算（部活動及び地域移行）に関すること 等

【係員 3名】

- 1 コーディネーターの研修に関すること
- 2 部活動地域移行に係る事業に関すること
- 3 部活動地域移行に係る実態調査に関すること
- 4 指導者人材バンクの整備に関すること
- 5 新たな地域クラブ活動の相談窓口に関すること
- 6 部活動地域移行に係る実態調査に関すること
- 7 部活動（高校・中学）に係る予算執行に関すること
- 8 係の会計事務全般に関すること 等

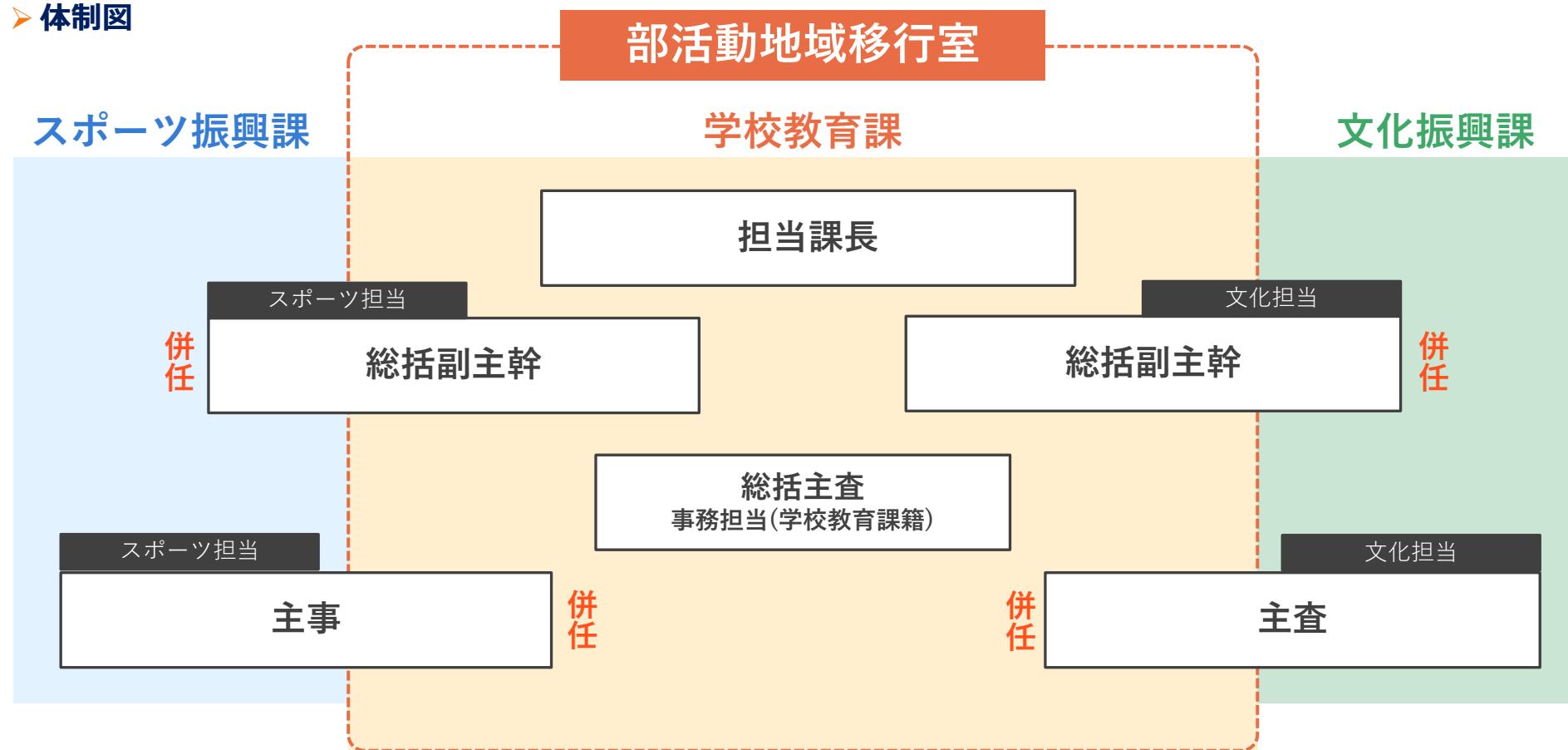


組織改編により専門部署を設置、各部署の連携を強化

● 新潟県長岡市

- 令和5年度、部活動の地域移行を推進するため、学校教育課内に部活動地域移行室を設置し、専任の職員を配置。
- スポーツ担当がスポーツ振興課を文化担当が文化振興課を併任し、スポーツ振興課と文化振興課の職員（各1名）
部活動地域移行室を併任することで、各部署の連携が強化。
- スポーツ協会を含めた週1回の定例ミーティングを実施。意思決定のスピードが格段に向上。

体制図



複数の市区町村による広域連携の取組

◆ 長野県南佐久郡

(令和6年4月1日時点)



- 6町村（佐久穂町・小海町・北相木村・南相木村・南牧村・川上村）
- 人口：22,445人
- 中学校数：4校（公立）
- 生徒数：507人

● 現状・課題

- ・中学校の生徒数は、10年前に比べて約75%に減少
- ・集団競技を中心に学校単独でチームが作れず、大会に参加できない状況も発生
- ・郡内のスポーツ少年団は数が少なく、スポーツクラブや総合型地域スポーツクラブはない

➤ 6町村が連携した地域クラブ活動

- ・拠点校方式合同部活を経て、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行
- ・平日の部活動の移行についても着手

▼ 8部活動で実施

令和6年度 南佐久の部活動と休日の活動（5月9日現在）

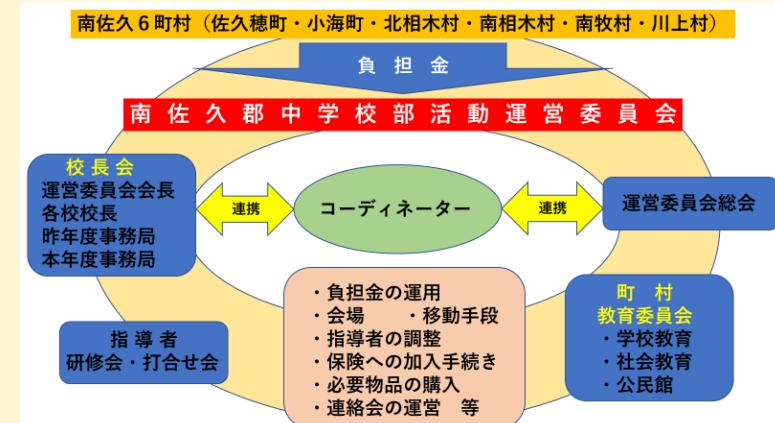
部活	種類	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中	大日向中	指導者 教員	指導者 地域
野球	単（合同）	単	合同	単	単			
サッカー	拠点	0	3	15	15	1	6	1
女バレー	単・拠点	単	6	14	単		3	1
男バレー	拠点	0	0	2	11			3
女バスケ	拠点（2）	0	6	7	14	3	3	2
男バスケ	拠点	0	5	0	17	1	2	2
軟式テニス	単	単						
陸上	拠点・団体	23	7	2	団体		2	1
スケート	単	単	単	単	単			
卓球	拠点・単	4	5	11	単		3	1
柔道・剣道	単・団体	単	団体	団体	団体			
吹奏楽	単	単	単	単	単			
美術	単		単		単			
							22	8

▼ サッカーチームがなかった学校の生徒も大会に出場



➤ 運営体制

- ・令和5年4月「南佐久郡中学校部活動運営委員会」設置
- ・統括コーディネーターを中心に関係者と連携
- ・4校校長会で情報共有・意見交換を実施
- ・6町村からの負担金については、人口に応じて算出



➤ JR線利用料補助、町村所有バスの活用

- ・赤字路線の活性化と休日における生徒の移動手段の両立を目指す
- ・平日の活動や大会参加時に町村所有のバスを使用

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

5. 大会やコンクール運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止（指導者等への研修、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険 + 賠償責任保険）

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

全国の取組事例等について

令和6年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業 事例集

- ◆ 特集記事では、広域連携による地域クラブ活動に取り組む自治体や、休日の運動部活動の地域展開を実現した自治体等を特集し、取組のプロセスや関係者の声などを掲載。
- ◆ 8つの課題ごとに、特徴的な取組事例やポイント等を紹介する課題別事例に加え、コラムでは、コーディネーターの役割や企業と連携した地域クラブ活動等、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。



地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告書検索システム

※

- ◆ 令和5年度実証事業を受託した全国の自治体の成果報告書の検索サイトを作成。
- ◆ エリア、人口、公立中学校数、取組項目等での絞り込み検索が可能。

リンク先：<https://activitycasestudy.jp/>



※令和6年度の実証事業成果報告書についても
後日反映予定。

＼フリーワード検索も可能／



地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等**を国として示す必要。

地域クラブ活動に関する認定制度（たたき台）の概要①

出典（P10～P17）：
部活動の地域展開・地域クラブ活動
推進等に関する調査研究協力者会議
(第4回) 資料

制度構築に当たっての基本方針

- ① 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動に関する要件等として、ふさわしい内容とする。
(営利等を目的とする民間クラブの活動との区別や質の担保、生徒の多様なニーズへの対応、公的支援の対象とするなどの観点を十分に考慮)
- ② 地域クラブ活動の多様な実態を踏まえる（高い基準となり過ぎない、個別具体的な内容となり過ぎない）。
- ③ 地方公共団体における認定事務等の円滑な実施にも配慮する。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

認定手続



- ① 地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による確認（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による認定、④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

（※1） 基本的に市区町村が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施

（※1） 国が示した要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみなす

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）②

認定要件の骨子

事項	要件・確認事項のポイント
活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上（休日だけ活動する場合は週1日以上）の休養日を設定
会費	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）
指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底・地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示・営利を主たる目的とせずに運営・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件（指導体制、運営体制等）については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市区町村等による情報提供の促進
- ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料减免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業
- ④大会・コンクールへの円滑な参加など

改革の方向性

費用負担の在り方等

- 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランス**等の費用負担の在り方等を検討する必要。
- 公的負担については**国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。**
- 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした**寄附等の活用等、新たな財源の確保**も有効に組み合わせていくことが重要。
- 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、**経済的に困窮する世帯の生徒への支援**については**確実に措置**を行う必要。

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）

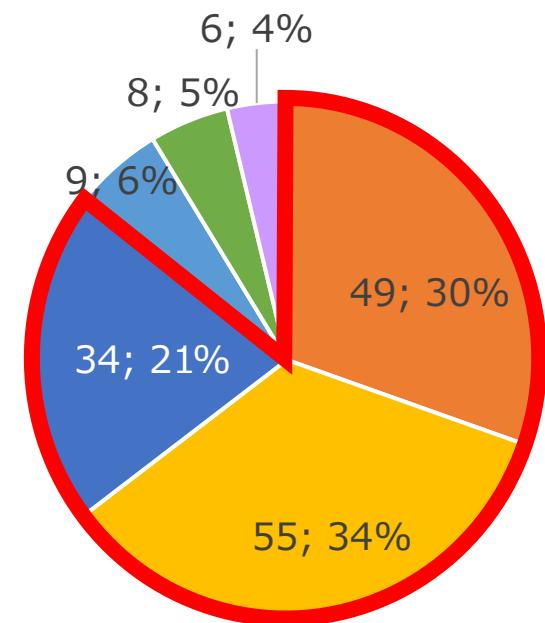
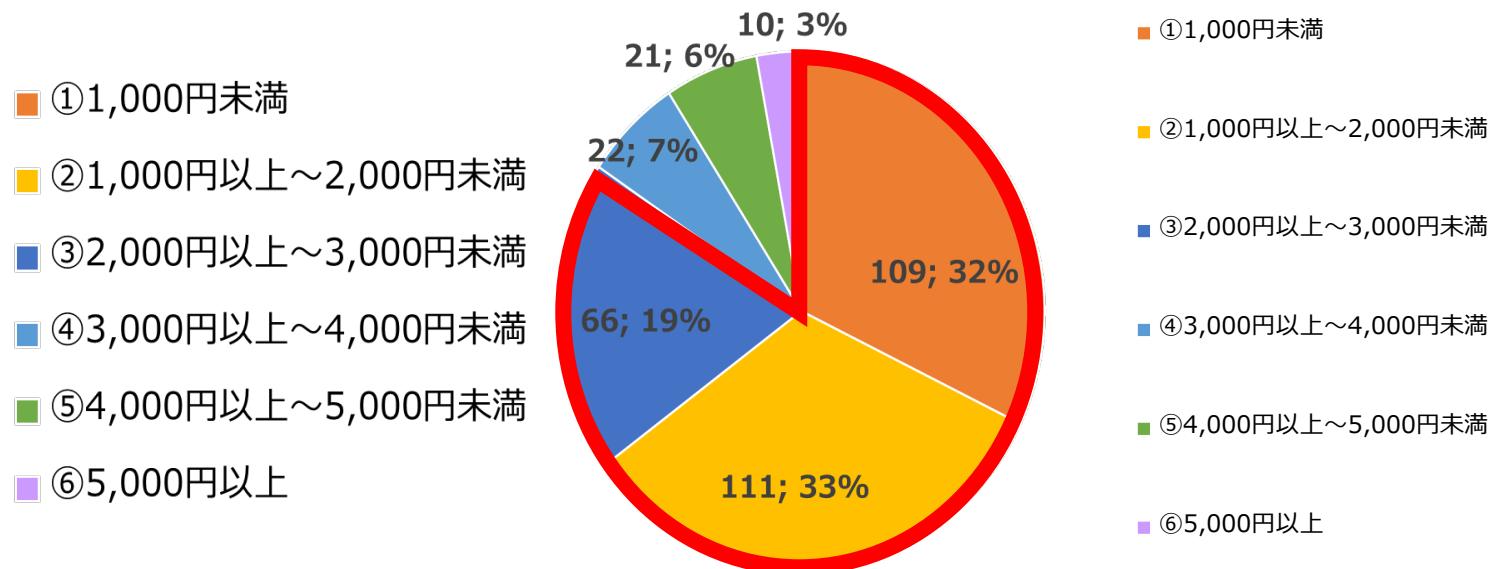
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

＜運動部＞回答数：399 ⇒ 月額3,000円未満が84%

＜文化部＞回答数：161 ⇒ 月額3,000円未満が85%

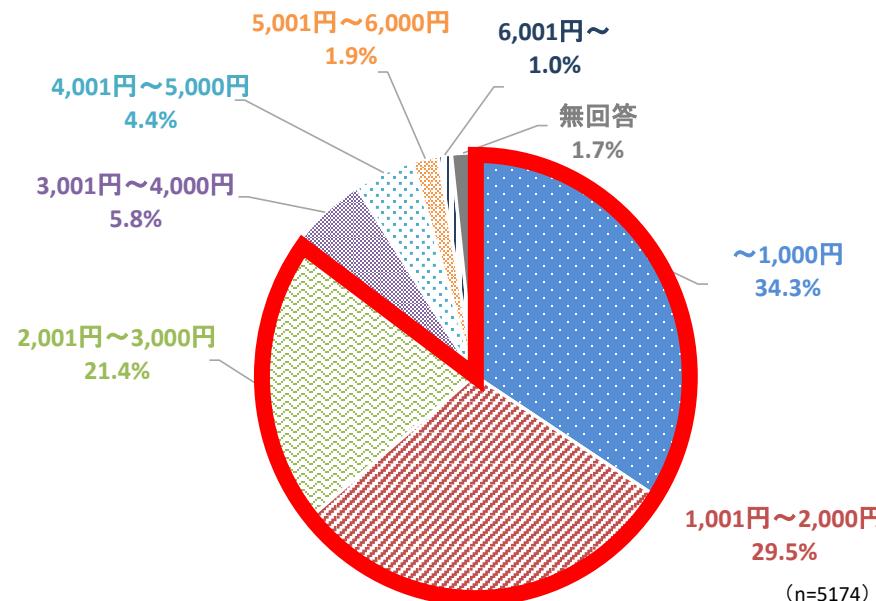


○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

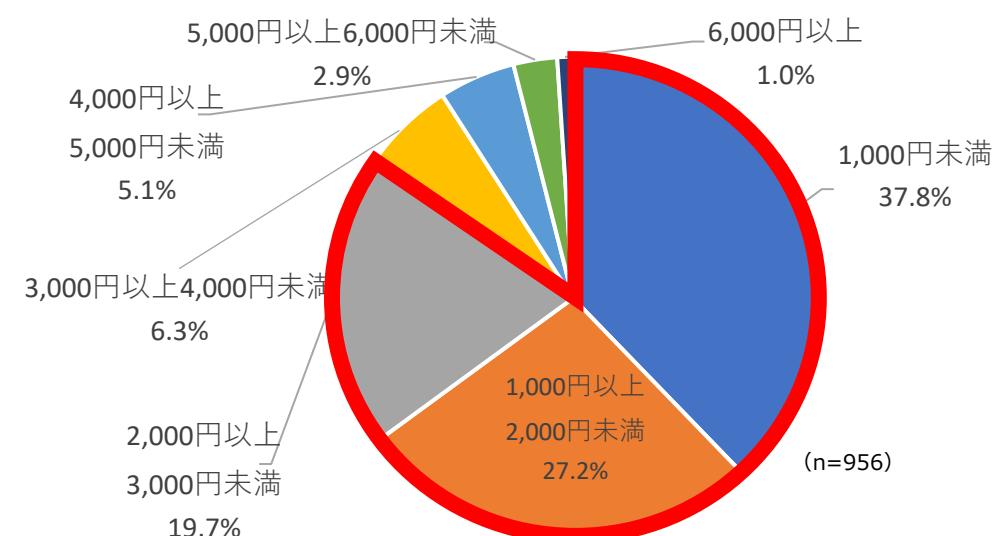
調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ **月額3,000円以下が85%**



文化部回答数：956 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

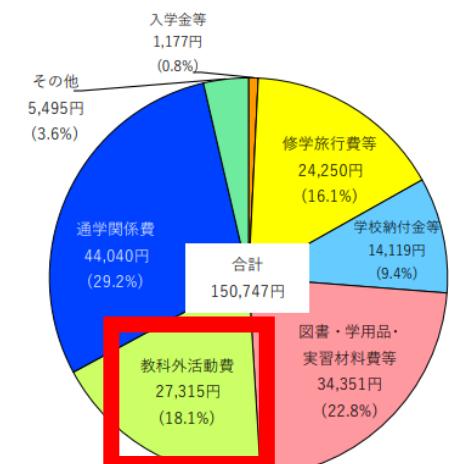
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年 あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（月額換算で2,276円）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



これまでの会議での議論等を踏まえた主な論点

【前提（これまでの共通認識）】

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（※用具代等の実費は含まない）の目安を示す。
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 国が示すのは、あくまで目安であり、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、国が示す目安と異なる設定を行うことを妨げるものではない。

【主な論点】

- ① 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示すということで良いか。
- ② 具体的な参加費の目安として、どの程度の水準が妥当か。
＜考慮要素＞ 地域クラブ活動の公的性質、生徒の活動機会の確保（体験格差を生じさせない）、公的負担とのバランス・持続可能な運営、関連データ（参加費の実態、保護者の意向など）
- ③ 現時点では十分な実践・データの蓄積がされていない平日をどのように取り扱うか。

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

部活動の地域展開等に関する政府方針の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

【前略】

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、【以下略】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

VIII. 地方経済の高度化

3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生

【前略】

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。更に、スポーツコミッショへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益するよう取り組む。

運動部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額) 37億円 + 事項要求
32億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 19億円 + 事項要求 (14億円)

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援などを実施**。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

① 地域クラブ活動の活動費等の支援

指導者謝金
事務局人件費 等



② 経済的困窮世帯の生徒への支援

(参加費・保険料)



③ 推進体制の整備等

コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用 等



(2) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費、JSC運営費交付金

- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる**伴走支援**
- ② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、**好事例の横展開**
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、**指導・リスクマネジメントの手引き**の作成や、**動画ポータルサイト**の運営

※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 15億円 (15億円)

補助金

各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

【13,620人】

※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円 (3億円)

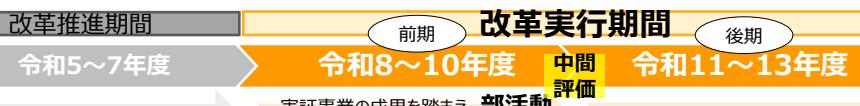
補助金

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等

改革推進期間

令和5～7年度



実証事業の実施

令和8～10年度

中間評価

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

根拠法令

● スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

● 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

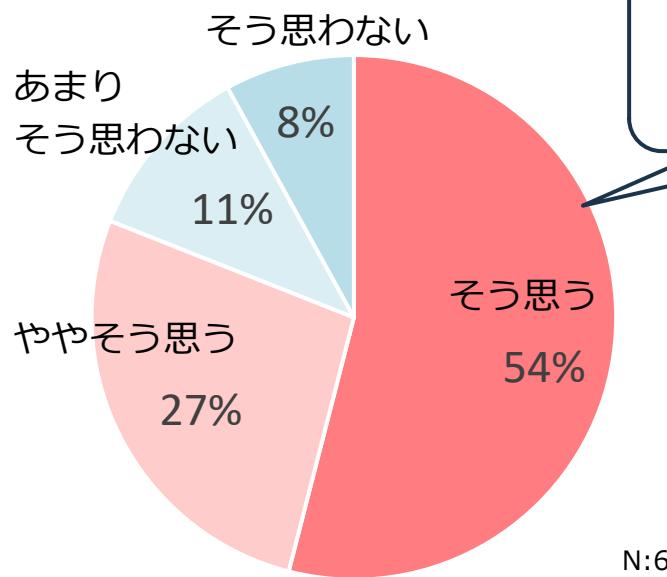
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

3. 持続的な地域スポーツ環境づくりに向けて

幅広い世代との豊かな交流、学校段階にとらわれない継続的な活動

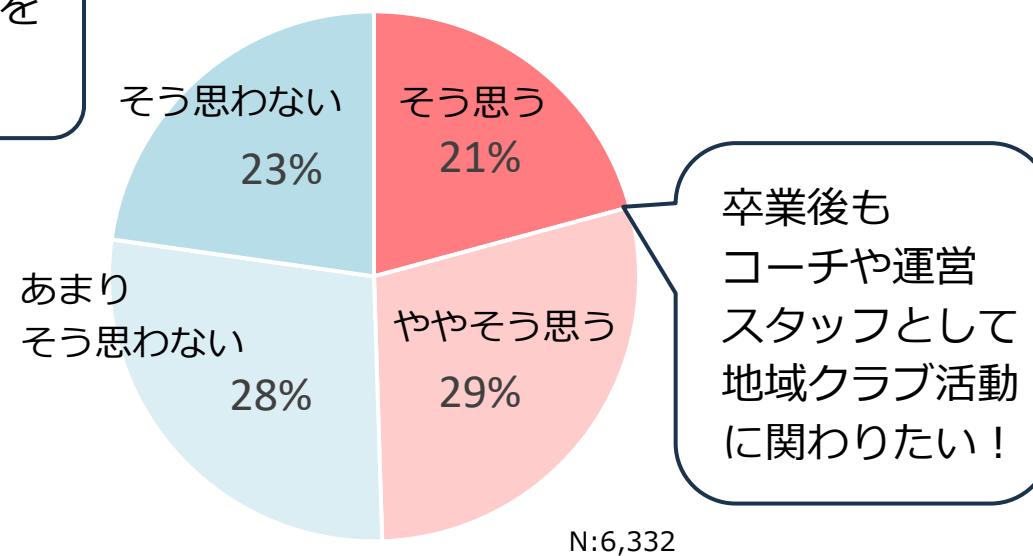
- ✓ 地域クラブ活動に参加した中学生のうち**81%**は、卒業後もスポーツを継続したいと回答！
- ✓ **50%**は、卒業後もコーチや運営スタッフ等で地域クラブ活動に関わることを希望！

● 卒業後のスポーツ継続意図 (現在の実施種目に限らず)



卒業後もスポーツを
継続したい！

● 卒業後コーチや運営スタッフ等での 地域クラブ活動関与の希望



卒業後も
コーチや運営
スタッフとして
地域クラブ活動
に関わりたい！

次世代への人材の循環

- ◆ 参考：NPO法人希楽々（新潟県村上市）の新しいカタチの部活動、融合型部活動
→ 参加していた生徒が、社会人になってクラブの活動を支える人材に！

新しいカタチの部活動 (H24～H27)

- ①部活動にない種目 女子バスケットボール「J・G・B・C」
- ②やりたい生徒・新設懇願の保護者・新設はできない学校
- ③学校・保護者・希楽々で合意形成 【部活動に準ずる活動】
- ④「新しいカタチの部活動」とネーミング
- ⑤クラブ管理下・放課後バスで迎え・週4日・中学校3校17名
- ⑥財源・・・受益者とクラブで負担
- ⑦クラブ事業のボランティア参加

融合型部活動の前身



※出典：NPO法人希楽々 渡邊優子 理事長・ゼネラルマネジャー（スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー）発表資料

地域で活躍する スポーツユースボランティア (スポーツ少年団リーダー)

高崎市新町地域 親善体育大会の活躍

この青少年達の活躍が地域からの
信頼を得ている原動力

子ども達のプログラムは、スポーツクラブが
企画運営全てを担当

- ・ 体育大会の進行役は大学生担当
- ・ 幼児から小学生対象の障害物競走の
企画運営は、中学生と高校生担当
- ・ スポーツクラブとスポーツ少年団対抗
リレーも企画運営は、中学生と高校生担当
- ・ その他、大会運営補助全般担当



新町スポーツクラブライフサイクル

